

食品安全委員会プリオン専門調査会

第126回会合議事録

1. 日時 令和5年9月29日（金） 10:00～10:45

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、斉藤専門委員、佐藤専門委員、
中村桂子専門委員、中村優子専門委員、花島専門委員、福田専門委員、
横山専門委員

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、水野課長補佐、
小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配布資料

資料 スウェーデン評価書（案）

参考資料 食品健康影響評価について

「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について」（平成27
年1月8日付け厚生労働省発食安0108第13号）

6. 議事内容

- 眞鍋座長 おはようございます。皆さん、お忙しいところ、ありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから第126回「プリオン専門調査会」を開催します。
最初に、事務局から現在の出席状況の報告をお願いします。
- 水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方、お忙しいところ、会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議ですけれども、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。

本専門調査会の様子は、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにて動画配信を行っております。

なお、内閣府において、5月1日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては、10名の専門委員に御出席いただいております。

欠席の専門委員は高尾専門委員です。なお、福田専門委員は後ほどお入りになる予定となっております。

花島専門委員におかれましては、専門委員御就任後、御挨拶をいただいておりますので、簡単に一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○花島専門委員 鳥取大学の脳神経内科を専門としております花島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

なお、食品安全委員会からは山本委員長、脇委員が御出席です。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えいたします。

発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際ですけれども、こちらの挙手カードを御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

発言の最後に「以上です」と御発言いただきまして、マイクをお切りください。

音声接続不良ですとか通信環境に問題がある場合には、カメラをオフにすることですとか、再入室することにより改善する場合もございます。マイクが使えない場合にはウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせをお願いいたします。全く入室できなくなってしまう場合には、事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

では、時間もあれですので、続いて、事務局より本日の資料の確認と食品安全委員会における調査審議方法等について確認の結果を報告願います。

○水野課長補佐 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですけれども、議事次第と専門委員名簿のほかに、資料がスウェーデンのブリオン評価書（案）となっております。また、参考資料としまして「食品健康影響評価について」がございます。資料が評価書（案）と参考資料の2点でございます。

配布資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。本日の議事について、事前に専門委員の先生方から御提出いただいた確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の（1）に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○眞鍋座長 委員の先生方、御提出いただきました確認書について相違はございませんか。ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事の（1）に入る前に、9月7日に開催されました専門調査会での審議内容について簡単に振り返っておきたいと思います。

前回、「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響」の評価に関しまして、ドイツから輸入される牛の肉及び内臓については、月齢制限を「月齢条件なし」とし、また、特定危険部位の範囲を「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、これは盲腸との接触部分が2メートルの部分に限る。それから、30か月例超の頭部（舌、頬の肉、皮及び扁桃を除く）並びに脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できる。

また、めん羊及び山羊の肉及び内臓について、その輸入条件を「12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果案をお取りまとめました。

本件につきましては、現在パブリックコメントの募集を行っています。募集の期間は9月27日から10月26日までです。

つきましては、この件について何か御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、本日の議事の（1）スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について進めたいと思います。

最初に、スウェーデン産の牛肉等に関する本調査会における審議の経緯について、簡単に振り返らせていただきます。

参考資料を御準備ください。よろしいでしょうか。

本件に関しましては、2015年1月8日付で厚生労働省からスウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について諮問を受け、本調査会における審議を経て、2015年4月、月齢制限を「30か月齢以下」、SRMの範囲を「全月齢の扁桃及び回腸並びに30か月例超の頭部、脊髄及び脊柱」とした場合のリスクに関して、「人へのリスクは無視できる」とのリスク評価が行われ、厚生労働省に答申されております。

その後、2016年2月、同国からの牛肉の輸入が再開されておりますが、今般、スウェーデン政府から牛肉の輸入条件を「30か月齢以下」から「月齢条件なし」とするための追加の資料が厚生労働省を通じて提出されたということでございます。起草委員においてそれらの提出資料を精査しまして、前回の評価書からのアップデートを行って、「月齢条件なし」とした場合のリスクに関する評価書案をまとめたということで、事務局から説明をお願いします。

よろしくお願いします。

○水野課長補佐 それでは、スウェーデン評価書案と参考資料の御用意をお願いいたします。

スウェーデンの評価書案について御説明をいたします。

まず、資料を1ページめくっていただきまして、目次を御覧いただければと思います。

構成としましては、これまで取りまとめていただいた輸入牛肉等の評価書と基本的には同様となっております。「Ⅰ．背景」が評価の背景と諮問事項となっております。「Ⅱ．評価の考え方」、それから、「Ⅲ．リスク管理措置の点検」は、国際的な基準と各国の対策の概要を記載した後、生体牛のリスクに係る措置、また、食肉処理に関連したリスクを記載しております。最後が「Ⅳ．食品健康影響評価」となっております。

続きまして10ページを御覧ください。

こちらが「Ⅰ．背景」となっております。こちらには、BSE発生の経緯と、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に関して、リスク管理機関が講じている規制措置や評価の経緯といったものが記載されております。

11行目からのパラグラフには、スウェーデンからの牛肉等の輸入を2001年1月に停止したこと。それから、14行目からになりますけれども、「輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク」及び「SRMの範囲を現在日本が定めるSRMに変更した場合のリスク」について食品安全委員会で評価を行い、2015年4月に取りまとめを行ったということを記載しております。また、これらの評価を踏まえまして、厚生労働省はスウェーデンから輸入される牛肉等の輸入を2016年2月に一定の条件下で再開したことが記載されております。

それから、今回の評価対象となります諮問事項「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスク」につきましては、最初のスウェーデンの評価要請時に併せて諮問があったものでありまして、27行目からですけれども、このたび、リスク管理機関から評価に当たり必要となる情報が提出されたため、食品健康影響評価を取りまとめたといった趣旨を記載しております。

1ページおめくりください。

こちらには、先ほど申し上げたとおり、厚生労働省からの諮問内容を抜粋して記載しております。具体的な諮問内容としまして、「国際的な基準を踏まえて、さらに月齢の規制閾値（30か月）を引き上げた場合のリスクの評価」について諮問をされております。

続きまして、12ページを御覧ください。

こちらからが「Ⅱ．評価の考え方」となっております。

8行目からになりますけれども、輸入牛肉等の月齢制限の撤廃に関する評価に関しては、食品安全委員会は、2019年に、米国、カナダ、アイルランドから輸入される牛肉等について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関する食品健康影響評価、以下「2019年1月評価」と呼ばさせていただきますが、こちらを取りまとめております。

24行目以降にこちらの2019年1月評価の考え方を引用しております。

15行目からになりますけれども、こちらの①に係る知見につきましては、2023年8月末現在、2019年1月評価における判断に影響を及ぼす新たな知見はないことから、2019年1月評価と同様の考え方にに基づき食品健康影響評価を行うこととし、2019年1月評価に示すリスク管理措置が適切に行われているか、スウェーデンにおけるその実施状況を点検することとしたとしております。

14ページ目から16ページ目にかけましては、2019年1月評価の説明の資料となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。

ここからは「リスク管理措置の点検」となっております。国際的な基準及び各国（スウェーデンを含む）の対策の概要としまして、こちらには主要なリスク管理措置である飼料規制、BSEサーベイランス、SRMについて、諮問事項にもあります国際的な基準であるWOAHコードの規定とEUを含めた各国の規制の概要といったものが記載されております。なお、スウェーデンについてはEU加盟国ですので、EU法体系に基づく食品及び動物衛生規制が実施されております。

こちら、前回ドイツの評価書案の御審議でも御説明をさせていただきましたが、本年5月にWOAHの総会におきまして改正BSEコードが採択されたことを御報告しておりますが、改正に伴う変更点について、以降のそれぞれの項目について記載しております。

具体的にですけれども、14行目からの（1）飼料規制になりますが、反すう動物由来の肉骨粉等が反すう動物に給与されていないことを、無視できるまたは管理されたBSEリスクの国の認定要件としているといったことは同様ですが、ただし書きとしまして、国の畜産業の実態から、反すう動物が反すう動物由来飼料を給与されていないことが担保できる場合には、公的な飼料規制は不要であるとしていることを記載しております。

23行目、（2）サーベイランス体制ですが、24行目から、これまでのアクティブサーベイランスの要件化ですとかポイント制といったものを廃止しまして、臨床兆候を有する全月齢の牛を対象としたサーベイランスへ変更されたといったことを記載しております。

続きまして、次の18ページにいただきまして、（3）SRMになりますが、一部のSRMの定義が変更されておりますが、無視できるBSEリスクの国に対する規定に変更はないといったことを記載しております。

これらの飼料規制とBSEサーベイランス、SRMの対策の概要といったものを次の19ページ

以降にそれぞれ表 2 と表 3、表 4 といった形でまとめております。表 3 と表 4 につきましては、WOAHコードの改正前と改正後といったものを分けて記載する形にしております。

続きまして、22ページを御覧いただければと思います。

22ページ以降は、スウェーデンにおける「2.「生体牛のリスク」に係る措置」について記載をしております。

4行目から、(1) 侵入リスク、①の生体牛につきましては、BSE発生初期の頃は英国やアイルランドからの生体牛の移動が禁止されておりましたが、現在では輸入の際に健康証明書の添付が義務づけられ、獣医官による検査が実施をされております。

続きまして13行目、②の肉骨粉等になりますが、こちらは2001年からEU域外からのほ乳動物由来たん白質の輸入が禁止されておりましたが、現在は、EU規則に基づき、動物性副産物の取扱いはカテゴリー 1 ～ 3 といったカテゴリーごとのリスクに応じた管理措置といったものを実施しております。こちらのカテゴリーについては、下の脚注に記載しております。

続きまして、20行目からが(2) 国内安全性(国内対策の有効性の評価)になりますが、①の飼料規制につきましては、2001年 1 月から動物由来たん白質を全ての家畜に給与することが禁止されましたが、2021年にEU規則が改正されまして、交差汚染防止措置を取るなどの一定の条件下で、鶏由来加工たん白質を豚に給与すること、豚由来加工たん白質を鶏に給与することが可能となっております。なお、現在、スウェーデンにおいては、豚及び鶏由来加工たん白質は飼料製造には使用されておられません。

続きまして、同じく23ページの 5 行目からが②SRMの処理及び利用実態となっております。除去したSRMを処分する際には、EU規則に準じて処理されまして、許可された施設で破砕をされた後、焼却されることとなっております。スウェーデンのSRMにつきましては、EU規則に基づいて12か月齢超の頭蓋及び脊髄が範囲として定められております。

続きまして、12行目からが③レンダリング施設・飼料工場等の交差汚染防止対策となっております。レンダリング施設に対しては、EU規則に基づいて、動物性副産物がリスク別にカテゴリー 1 ～ 3 の 3 つに分けられておりますが、スウェーデンではカテゴリー 1 及びカテゴリー 2 の材料を取り扱う施設はございません。死亡牛の大部分が認可を受けた中間工場で破砕を行った後に最終焼却といったものが行われますが、一部がレンダリング処理のため、近隣国に輸送されております。また、その他の動物性副産物につきましては、半数が自国で焼却され、残りが近隣国で処理されております。20行目からの飼料につきましては、①の飼料規制の内容と同様となっております。

続きまして27行目、④レンダリング施設・飼料工場等の監視体制及び遵守状況についてです。現在、スウェーデンには、家畜用飼料製造のためのレンダリング施設はございません。反すう動物用飼料を製造している飼料工場が2021年の 9 月 30 日時点で23施設ございまして、こちらにスウェーデン農業局が定期的に立入検査を行って、施設の状況、文書記録、また、管理等についての点検といったものを実施しております。また、飼料工場ではサン

プリングを実施しまして、顕微鏡検査やPCR法によって牛の肉骨粉の混入の有無といったものを調べております。

2014年から2021年までの8年間の立入検査及びサンプリング検査の結果が25ページの表6、表7に記載されております。立入検査が行われた飼料工場が延べ123施設ございまして、このうち、不適合事例が確認された施設は0施設となっております。また、サンプリング検査を98件実施しておりまして、こちらも不適合事例が確認された施設は0施設となっております。

なお、25ページの表5に関しましては、スウェーデンではレンダリング施設が存在しないといったことから、施設数は0で不適合事例等については「－（バー）」といった形で表示しております。

続きまして、26ページを御覧ください。

（3）サーベイランスによる検証といったことで、BSEサーベイランスの概要を記載しております。

4行目からスウェーデンが実施しているサーベイランスの内容を記載しております。2001年1月からはEU規則に基づいて検査を実施しておりまして、健康と畜牛のBSE検査につきましては2013年の3月に廃止されております。スウェーデンはWOAHが認定する無視できるBSEリスクの国でございまして、実施されているサーベイランスがWOAHが定めるサーベイランスの水準を満たしております。

また、臨床症状からBSEが疑われた場合には、地域の獣医師により殺処分が行われ、スウェーデン国立獣医研究所（SVA）によって剖検及びサンプリングが実施されております。検査法はEU規則に準拠しておりまして、BSE検査はこちらのSVAのみで実施されております。迅速検査法検査で陽性であった場合には、ウェスタンブロット法による確定診断が実施されております。

スウェーデンの各年度のBSEサーベイランス頭数を表8にお示ししております。なお、こちらは後ほど修正等がございますので、最後に御説明をさせていただきます。

続きまして、28ページを御覧ください。

こちらが（4）のBSEの発生状況となっております。

①発生の概況でございますが、スウェーデンでは2006年に1頭のBSE検査陽性牛が確認されております。こちらは143か月齢の非定型（H型）のBSEでございまして、これ以降スウェーデンではBSE検査陽性牛は確認されておられません。

8行目からが②出生コホートの特性となっております。スウェーデンのBSE発生例は①発生の概況でお示したとおり、非定型BSE1頭のみでございまして、この当該牛はスウェーデンにおいて完全な飼料規制が実施された2001年以前に生まれたものでございます。

なお、この①、②の内容とも前回、2015年の4月の評価実施時から変更はございません。

続きまして、29ページを御覧ください。

ここからが食肉処理に関連したリスクに係る措置となっております。

4行目の（１）SRM除去、①SRM除去の実施方法等ですが、脊髄の除去は背割り後に専用の器具または吸引器を用いて行われております。SRMが適切に除去されているといったことは検査官が目視により確認をしております。除去されたSRMは目印として青色のインクで着色され、専用の容器で廃棄をされ、許可された施設で破砕された後、焼却されております。

続きまして、17行目からが②SSOP、HACCPに基づく管理となっております。全てのと畜場及び食肉処理施設において、衛生的なSRMの除去のため、SSOP及びHACCPが導入されていることが義務づけられております。2021年ですが、SRMの除去及び染色不足等に関する不適切事例がめん羊や山羊の事例も含めまして10件確認されておりますが、こちらは全て是正されたことを確認しておりまして、こういったものがフードチェーンからは排除されているといったことが確認されております。

続きまして、25行目からが（２）と畜処理の各プロセス、①がと畜前検査となっております。と畜場に搬入される全ての牛については、健康状態を獣医官が目視によって確認しまして、BSEを疑う症状が見られた場合には、月齢にかかわらずBSE検査を実施しております。

31行目が②スタンニング、ピッシングとなっておりますが、空気噴射を伴う圧縮空気スタンガンの使用及びピッシングは禁止されております。

その他としまして、反すう動物を原料とした機械的回収肉の製造は禁止されております。

最後に、30ページ7行目から③我が国における輸入時検疫ということで、スウェーデン産牛肉につきましては、2016年2月以降、日本が定める条件下のものに限り輸入が認められていることが記載されております。なお、現在までのところ、輸入条件に不適合事例といったものは認められておりません。

以上がリスク管理措置の点検結果の概要となっております。

続く31ページから33ページまでについてはBSE対策の点検表となっております。先ほど御説明した内容に基づいてチェックをつけております。

続きまして、34ページを御覧ください。

ここからは結論部分となっております。「Ⅳ．食品健康影響評価」になります。こちらの部分につきましては、これまでの輸入牛肉等の評価書の審議と同様に適宜主要な部分を読み上げさせていただきますので、御確認いただければと思います。

まず5行目から「１．SRM除去等の食肉に関連した人のプリオン病のリスク」につきましては、「2023年8月末現在、「定型BSE感染牛の体内においては、現在のSRM以外の組織に分布するPrP^{Sc}は極めて少ない。したがって、と畜前検査によって臨床症状を呈する牛を排除することができることも考慮すれば現在SRMとして設定されている範囲が不十分であることを示す知見はない」とした2019年1月評価に影響を及ぼす新たな知見はない。」

続きまして、12行目から「２．リスク管理措置の点検」、このうち、（１）「生体牛のリスク」に係る措置につきましては、19行目からになりますが、「スウェーデンでは定型BSEが

発生しておらず、生体牛のリスクに係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できる」としております。

続きまして、22行目からの（２）「食肉処理に関連したリスク」に係る措置につきましては、「SRM除去は食肉へのSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が、現在SRMとして設定されている範囲が適切に除去されていることを確認している。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSE臨床症状が疑われる牛はフードチェーンから排除される。」

結論が30行目からになります。「以上から、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。」

続きまして、33行目からの「３．BSEの人への感染リスク」につきまして、「スウェーデンにおいては、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断できるため、当該措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては、今後も定型BSEが発生する可能性は極めて低いと推定できる。」

続いて、35ページに行っていただきまして、3行目の後半側になりますが、「上記２．（２）の点検結果に記載のとおり、スウェーデンにおいては、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断できる。」

同じく35ページの7行目からがまとめとなっております。「上記に示すリスク管理措置の適切な実施に加え、2019年1月評価と同様に牛と人との種間バリアの存在も踏まえると、食品安全委員会プリオン専門調査会は、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓について、月齢制限を「条件なし」としたとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと考える。」

なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものと考えた国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はない。」

18行目からが「４．評価結果」となっております。「諮問事項の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関し、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した。

本評価結果は、現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制、サーベイランス、と畜前検査及びSRM除去に関する制度の変更も含めた規制状況について、積極的かつ継続的に情報を収集する必要がある。」

評価書の説明は以上になります。

最後の23行目以降の記載ぶりにつきましては、前回ドイツの評価書案を御審議いただいた際にいただいた御意見を踏まえて、このような記載とさせていただいております。

続いて、先ほど後ほど御説明しますとさせていただきましたサーベイランスの結果について補足をさせていただきますので、27ページをお開きいただければと思います。

こちらは、昨日リスク管理機関を通じてスウェーデン側から報告がございまして、まず1点目が、2009年の緊急と畜牛の頭数ですが、こちらは0頭となっておりますが、報告の内容にエラーがあったということで、219頭が正確な数字ということでしたので修正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

また、もう一点、2016年から2018年、2016年と2017年と2018年の緊急と畜牛が前年と比べて多少多いといったことに関しまして、こちらにつきましては、一部の牛が死亡牛カテゴリーではなく緊急と畜牛カテゴリーに入れられていたということで向こう側から説明がございました。こちらにつきましては、現在のスウェーデンのほうで取得しているWOAHのBSEステータスの評価に影響があるのかないのかといったところを、その根拠を含めての説明と、今回エラーが起こった原因といったところをスウェーデン側に確認させていただきたいと考えております。

こちらにつきましては、内容に問題がないということであれば座長のほうにお戻ししたいと思ひますし、もし内容によっては再度御審議いただく必要があるといった場合には、次回以降のプリオン専門調査会のほうで御審議いただきたいと考えております。

以上となります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

随分多量な評価書案になりますけれども、起草委員の先生方から何か補足があればお願いしたいと思ひます。

横山先生、よろしいでしょうか。

○横山専門員 はい。特にございません。

○眞鍋座長 岩丸先生。

○岩丸専門委員 岩丸ですけれども、特にありません。

○眞鍋座長 ありがとうございます。

高尾先生は今日はお休みですので。

○水野課長補佐 事前に現時点の書類については確認いただきまして、修正等はないとの御意見をいただいているところでございます。

○眞鍋座長 分かりました。

ほかの委員の先生方、何か御質問とかコメントはございますでしょうか。

中村先生。

○中村桂子専門委員 大変丁寧なおまとめをいただきまして、ありがとうございます。内容についてはこちらで結構と思うのですが、WOAHの表記についてなのですが、今回WOAHを使われて統一されています。それで一貫して結構だと思うのですが、読まれる方にOIEのことについてどこかに、例えば31ページ、33ページの欄外あるいは36ページの略称のところの欄外に記載が変更になったということを表記すると、これも正式にという

のは昨年からですし、特に国内ではまだあまり周知されていなくて、農水省の今年の総会の報告でもOIEの略称を使っておられるようなので、それをどこかに追記されると読まれる方に親切かなと思いました。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

事務局のほうから、この件につきまして何か。

○水野課長補佐 総会の報告のときにはまだ過渡期であったということで、農水省のほうもOIEという記載をされていたかと思えますけれども、分かりやすくするためにどこかに補足をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかに先生方から御質問とかコメントはございますか。

佐藤先生、お願いします。

○佐藤専門委員 確認なのですが、23ページの34行目のPCR法はImmuno-PCR法という意味なのですか。それとも、普通のPCR法なのですか。今までの評価書はELISA法だったので、多分ここにPCR法と書いてあるのはImmuno-PCRだと思うのですが、これは正しい表記なのですか。

○眞鍋座長 23ページの34行目ですか。

○佐藤専門委員 はい。顕微鏡検査及びポリメラーゼ連鎖反応（PCR）法等によってと、今までの表記はほかのところは顕微鏡検査やELISA法だったのです。ここだけポリメラーゼ連鎖反応と書いてあるので、BSEなので多分Immuno-PCRだと思うのですが、どちらが正しいのでしょうか。教えてください。

○水野課長補佐 今、すぐ確認が取れませんので、確認して後ほど御報告させていただければと思います。申し訳ございません。確認をして正しい表現に修正をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○眞鍋座長 国によって違う可能性はありますよね。

○横山専門員 佐藤先生、恐らくこれはプリオンとかの検出ではなくて牛の組織の混入を検出する手法なので、ELISAでもPCRでもどちらでもあり得ると思います。

○佐藤専門委員 形として、例えば牛由来だということとか動物由来だということを証明するという意味でしょうか。

○前問評価第二課長 事務局から参考で御説明しますと、日本でもFAMICという組織が（ナショナルリファレンスラボとして）飼料の検査を実施しておりますけれども、そこでも、今、横山先生から御説明あったとおり、牛由来の成分が混入されているかどうかということ PCR法で検査して、顕微鏡検査と併せてやっておりますので、参考までに申し上げます。

○佐藤専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 多分、ELISAはプリオンたん白質のタイピングとかには使うとは思うのです

けれども、牛の肉骨粉が入っているかどうかの検査はPCRだと思います。

ほかに先生方、何か御質問とかはございませんか。

花島先生、どうぞ。

○花島専門委員 花島です。

27ページのサーベイランスの頭数の表ですが、臨床的に疑われる牛が2018年から増えているように思うので質問いたします。結果としてBSEはゼロだったということかと思いますが、疑われる牛が増えているのはよく調べるようになったという意味なのか、実際に怪しい様子の牛が多くなったのか、その理由というのは分かっているのでしょうか。また、陽性かどうか調べる方法は、先ほど言っていたような顕微鏡とPCRかELISAかでやっているという理解で正しいのでしょうか。教えていただければと思います。

○水野課長補佐 事務局ですけれども、よろしいですか。

2018年の件でよろしかったでしょうか。

○花島専門委員 2018年からずっと今まで疑っているのが1とか2であることが、27とか20とか桁が変わって疑われているようなのですが。

○水野課長補佐 この理由に関しては事務局で今情報を持ち合わせておりません。向こうからの報告にも特段記載はないのですけれども、検査に関しましては、基本的には最初に迅速検査法、ELISA等をやった後に、陽性が出た場合にはウェスタンブロット等の確認検査に進むといった流れになるかと思います。こちらもEU規則のほうで基準が示されていますので、そちらにのっとった形で検査をされていると考えております。

○花島専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 先生、よろしいでしょうか。

○花島専門委員 理由は分からないということで、分かりました。

○前間評価第二課長 もう一点、事務局からですけれども、先生、BSEサーベイランスを顕微鏡検査とPCRでやっているのかという御質問だったのですが、顕微鏡検査とPCR検査はあくまで餌の中に牛の成分が入っているかどうかということを検出するためのもので、今回、こちらの27ページのサーベイランスについては、BSEプリオンが検出されるかどうかということ为先ほど横山先生が言及されたELISA法などで検出されているということだと思います。ですので、PCRとか顕微鏡ではプリオンは分からないかと存じます。

○花島専門委員 顕微鏡では見られないということですね。分かりました。

○眞鍋座長 佐藤先生からの御質問ですか。

○小財評価専門官 事務局です。

先ほど佐藤先生から御質問いただきました飼料工場でのサンプリング検査の際の検査方法なのですが、スウェーデンについてはPCR検査ということで確認が取れましたので、御報告させていただきます。

以上です。

○眞鍋座長 先生方、よろしいでしょうか。

○横山専門委員 先ほど先生がおっしゃったように、BSE検査はあくまでプリオンたん白質をターゲットとしていますけれども、飼料検査では牛由来のGFAPたん白質等が混入しているかどうかを検査している。その方法がPCRであること、補足させていただきました。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかに委員の先生方から御質問とかコメントはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議論について取りまとめさせていただきたいと思います。ただいま事務局から説明がありましたとおり、スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価については、SRMの範囲はそのまま、月齢制限を「30か月齢以下」から「条件なし」に引き上げたとしても、人へのリスクは無視できるということを本調査会の結論としてよろしいでしょうか。

御同意いただけるようでしたら、申し訳ございませんが、同意カードが手元に送られていると思うのですが、提示をお願いします。あるいは手を挙げていただいてもいいのですが。

(専門委員同意)

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、同意いただきましたけれども、先生方からのコメント事項についても現在の時点で解決したこともありますし、若干検討する必要もあるかと思いますが、細かい修正につきましては私、座長のほうに一任いただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、今後、必要な修正を行った上で、食品安全委員会に報告したいと思います。報告後はパブリックコメントが行われるという予定でございます。

本日の議事につきましては一通り議論いただきましたが、議事の(2)のその他について、事務局から何かございますか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回については、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうも本日は本当にお忙しいところ、お時間をいただき、ありがとうございました。

それでは、また次回よろしくお願いいたします。ありがとうございました。